

文書番号：JRCA AA200-改定2版

航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順

制 定：2019年 4月 1日

改定2版：2021年10月 1日

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

I 章 一般.....	1
1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書.....	1
3. 定義.....	1
4. 登録.....	2
II 章 登録申請.....	3
5. 一般.....	3
6. 初回登録申請	3
7. 格上げ（AS 産業経験審査員への）登録申請	3
III 章 評価.....	1
8. 申請書類の受付、受理.....	1
9. 評価、判定	1
10. 判定結果の通知及び航空宇宙産業向け審査員登録証明書／登録証の交付	1
11. 登録の公表	2
12. サーベイランスでの評価.....	2
13. 更新での評価.....	2
IV 章 権利と義務	4
14. 申請者及び審査員の権利と義務.....	4
V 章 失効、一時停止、取り消し	5
15. 登録資格の失効、一時停止又は取り消し	5
VI 章 異議申し立て、苦情申し立て.....	6
16. 異議申し立て、苦情申し立て	6
付則.....	6
付属書一 登録証明書等の記載項目と管理データ項目	7
制定・改定履歴.....	12

航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順

I 章 一般

1. 適用範囲

この手順は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が、航空宇宙産業向け審査員への登録を申請する者を JRCA AA100「航空宇宙産業向け審査員の資格基準」（以下、審査員資格基準という。）に照らして評価し登録するための手順、並びに登録を申請する者及び登録された航空宇宙産業向け審査員の権利と義務について定める。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

JRCA AA100：航空宇宙産業向け審査員の資格基準

JRCA AA300：航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き

JRCA AC100：審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順

2.2 関連文書

JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

3. 定義

この手順で用いる主な用語の定義は、次によるほか、JRCA AA100「航空宇宙産業向け審査員の資格基準」に定める定義による。

3.1 申請者

審査員資格基準に適合していることの評価を受け、当センターに航空宇宙産業向け審査員として登録を希望する者で、申請書に漏れなく記載し署名を行い、且つ、評価に必要なすべての情報を提供することに同意することを表明した者。

3.2 航空宇宙産業向け審査員登録証明書

マネジメントシステム審査員が、当センターの審査員資格基準に適合していることを示す証書（以下、登録証明書という。）。記載項目を付属書－1に示す。

3.3 航空宇宙産業向け審査員カード

マネジメントシステム審査員が、当センターの審査員資格基準に適合していることを利害関係者に提示することができるように、審査活動に携帯するカード（以下、審査員カードという。）。記載項目を付属書－1に示す。

3.4 審査員登録情報

当センターが、マネジメントシステム審査員登録のために維持管理することが必要な情報。項目を付属書－1に示す。

4. 登録

4.1 審査員の登録

審査員登録申請者が当センターの審査員資格基準に適合していることを当センターに認められるためには、当センターの評価を受け、審査資格基準に適合した者として登録されなければならない。

4.2 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日若しくは更新日から 3 年とする。

4.3 登録の維持

4.3.1 登録された審査員は、登録の有効期間内において、継続して審査員資格基準に適合していることを当センターに認められるために、第 12 項の当センターによるサーベイランスを受けなければならない。

4.3.2 登録された審査員は、当センターが審査員資格基準を変更した場合、変更に関する決定及びその公表の後に、当センターが合理的であると考え設定した期間内に該当事項に対して必要な対応を行い、当センターの評価を受けなければならない。

備考：当センターは、審査員資格基準の重要な変更を行う場合、十分な期間において適切な予告をする。当センターは、重要な変更にかかわる内容の詳細及び発効日を決定する前に、利害関係者が表明した見解を考慮する。

4.3.3 登録された審査員は、登録の有効期限後も引き続き審査員資格基準に適合していることを当センターに認められるために、当センターによる第 13 項の更新評価を受け、登録有効期限を更新しなければならない。また、更新後も当センターによる第 12 項のサーベイランスを受けなければならない。

II 章 登録申請

5. 一般

審査員として新規登録を希望する場合は第 6 項、AS 審査員が AS 産業経験審査員への格上げを希望する場合には第 7 項に従った申請が必要である。

当センターは、申請者又は登録された審査員から提供されたこれら情報を評価に使用する。その際に適切な機密保持を行い、個人情報の目的外使用を決して行わない。

日本国外の審査員または審査員希望者は、本人の地区における審査員評価登録機関に申請を出すことが望ましい。

なお、過去に他セクターで申請を否認された経験のある者は、その申請に関する情報を提出しなければならない。

注：SJAC 9104-1 10.3f) に以下が規定されている

“AAB が管轄地区（すなわち、国、IAQG セクター）外の審査員の資格証明申請を受け取ったとき、AAB は、当該審査員の地区で業務を行う業界による監視制度（ICOP）スキームで認可された AAB を通じて資格証明を受けることを審査員に推奨しなければならない。”

6. 初回登録申請

初回登録申請を行う者は、JRCA AA300「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」（以下、申請の手引きという。）に基づき、以下の手続きを行わなければならない。

- ①申請書の作成
- ②申請する資格の登録要件を満たすことを実証する書類の準備
- ③申請登録料の事前払い込み
- ④申請書、必要書類、申請登録料の払い込み記録の写しを当センターへ提出

7. 格上げ（AS産業経験審査員への）登録申請

格上げ登録申請を行う者は、申請の手引きに基づき、以下の手続きを行わなければならない。

- ①申請書の作成
- ②申請する資格の登録要件を満たすことを実証する書類の準備
- ③申請登録料の事前払い込み
- ④申請書、必要書類、申請登録料の払い込み記録の写しを当センターへ提出

Ⅲ章 評価

8. 申請書類の受付、受理

8.1 受付

当センターは、申請を原則としてすべて郵送にて受付ける。なお、事故防止のため申請書類の送付は（簡易）書留を勧める。申請資料が、書類の不備等の理由で受理できない場合、その旨を申請者に連絡する。

8.2 受理

当センターは、申請書類を受理した場合、受理番号を記した受理通知を申請者に発行する。

9. 評価、判定

9.1 初回登録申請の評価、判定

9.1.1 書類評価

提出された申請書及び添付書類に対して、第一次評価及び検証評価を異なる 2 名の評価者が実施する。

9.1.2 判定

当センター所長は、評価プロセスが適切に実施されたことを確認し、申請者の登録の可否を決定する。なお、当センター所長は、登録の可否の判定に際し必要な場合には、申請者に対する面接を行うことができる。

9.1.3 JRMCによる追認

当センターは、AS審査員及びAS産業経験審査員の登録に関する判定結果をJRMCに通知し追認を受ける。

9.2 格上げ（AS産業経験審査員への）登録申請の評価、判定

AS審査員がAS産業経験審査員へ格上げする場合の評価、判定は次による。

9.2.1 書類評価

提出された申請書及び添付書類に対して、第一次評価及び第一次評価の検証評価を異なる 2 名の評価者が実施する。

9.2.2 判定

当センター所長は、評価プロセスが適切に実施されたことを確認し、申請者の登録の可否を決定する。なお、当センター所長は、登録の可否の判定に際し必要な場合には、申請者に対する面接を行うことができる。

9.2.3 JRMCによる追認

当センターは、判定結果をJRMCに通知し追認を受ける。

10. 判定結果の通知及び航空宇宙産業向け審査員登録証明書／登録証の交付

当センターは、JRMC の追認を受けた後に、申請者又は審査員に判定結果を、書面で通知し、登録証明書及び審査員カードを交付する。JRMC への追認申請の結果、否認された場合には、JRMC による否認理由も添付する。

航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順**1 1. 登録の公表**

11.1 当センターは、ホームページで当該審査員の登録（登録番号と資格）を公表する。審査員から氏名の公表に同意が得られている場合には氏名も公表する。

11.2 審査員資格の登録を行った場合、速やかに IAQG-OASIS に登録する。

1 2. サーベイランスでの評価

登録されている審査員に対し、当センターは1年毎に第 12.1 項から第 12.4 項に従ってサーベイランス評価を実施する。

12.1 サーベイランス評価資料提出の依頼

当センターは、登録日又は更新日から1年毎の期日の2ヶ月前を目処として、審査員に対し、申請の手引きに基づき、サーベイランス評価に必要な資料の提出並びに申請登録料の払い込みを依頼する。

12.2 書類評価

提出された資料に対して、第一次評価及び検証評価を異なる2名の評価者が実施する。また、登録評価料の払い込みが無かった場合も、登録継続を否とする。

12.3 判定

当センター所長は、評価プロセスが適切に実施されたことを確認し、当該審査員の登録継続の可否を決定する。なお、当センター所長は、登録の可否の判定に際し必要な場合には、申請者に対する面接を行うことができる。

12.4 判定結果等に基づく処置

登録継続が否と判定された場合、当センターは当該審査員に対して、資格失効通知書を発行する。また、交付されている登録証明書、審査員カードの返却を要請する。

1 3. 更新での評価

審査員資格の有効期限を過ぎて登録継続を希望する審査員に対し、当センターは3年毎に第 13.1 項から第 13.8 項に従って更新評価を実施する。

13.1 更新評価資料提出の依頼

当センターは、登録日又は更新日から3年毎の期日（有効期限日）の5ヶ月前を目処として、審査員に対し、資格更新を希望する場合には申請の手引きに基づき、更新評価に必要な資料の提出並びに申請登録料の払い込みを行うことを期日（有効期限日）の3ヶ月以上前に行うように依頼する。

注：SJAC 9104-3規格の8.1.2に、“審査員は…有効期限日の3ヶ月以上前に資格証明の申請を提出しなければならない。”と規定されている。

13.2 書類評価

提出された申請書、継続的専門能力開発（CPD）実績に対して、第一次評価及び検証評価を異なる2名の評価者が実施する。

また、申請登録料の払い込みが無かった場合も、登録継続を否とする。

航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順**13.3 審査実績評価**

評価者は、書類評価に合格した審査員が実施した審査の受審組織に対し、審査実績並びに JIS Q 19011 第 4 項に定める審査の原則（a 高潔さ、b 公正な報告、c 専門家としての正当な注意、d 機密保持、e 独立性、f 証拠に基づくアプローチ）を遵守した審査が行われたこと確認する。

評価者は、書類評価、審査実績評価の結果に基づき当センターの上級経営管理者に更新の可否を上申する。

13.4 判定

当センター所長は、評価プロセスが適切に実施されたことを確認し、当該審査員の更新の可否を決定する。なお、当センター所長は、登録の可否の判定に際し必要な場合には、申請者に対する面接を行うことができる。

13.5 JRMCによる追認

当センターは、AS審査員及びAS産業経験審査員に係わる判定結果をJRMCに通知し追認を受ける。

13.6 判定結果の通知

当センターは、JRMC の追認を受けた後に、審査員に判定結果を、書面で通知する。JRMC への追認申請の結果、否認された場合には、JRMC による否認理由も添付する。

13.7 航空宇宙産業向け審査員登録証明書／登録証の交付

当センターは、登録更新可と判定された審査員に登録証明書及び審査員カードを交付する。

13.8 登録の公表

13.8.1 当センターは、ホームページで当該審査員の登録（登録番号と資格）を公表する。審査員から氏名の公表に同意が得られている場合には氏名も公表する。

13.8.2 AS 産業経験審査員資格の更新を行った場合、速やかに IAQG-OASIS データを更新する。

IV章 権利と義務

14. 申請者及び審査員の権利と義務

14.1 申請者及び審査員は、次の権利を有する。

- a) 当センターより審査員の資格基準を記述した文書（JRCA AA100）、並びに評価登録手順と申請者及び審査員の権利と義務について記述した本文書の提供を受ける権利を有する。
- b) 評価に関する判定結果についての通知を受ける権利を有する。
- c) 審査員は、当センターより登録証明書及び審査員カードを受け取ることができる。
- d) 審査員は、JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項（付属書 2）に従って、当センターのロゴマークを名刺に使用することができる。
- e) 当センターの評価に関する判定結果に異議がある場合には、第 16.1 項に基づき、当センターに異議申し立てをすることができる。
- f) 当センターの審査員評価登録業務にかかわる事項に対し苦情がある場合には、第 16.2 項に基づき、当センターに苦情申し立てをすることができる。
- g) 審査員は、登録の有効期間内において、資格放棄を申し出ることができる。

14.2 申請者及び審査員は、当センターに対して次の義務を負う。

- a) 審査員資格基準及び本手順の関連条項に従う。
- b) 評価の実施に必要なすべての情報を提供する。
- c) 他のセクター管理委員会で過去に航空宇宙産業向け審査員資格に関する否認、一時停止、又は取消を受けた場合には当センターに報告する。
- d) 審査員は、審査の実施にあたって審査員カードを携帯する。
- e) 与えられた登録内容に関してだけ、登録に関する表明を行う。
- f) 登録の対象となっていない活動について登録されていることを表明しない。
- g) 登録証明書、審査員カード、ロゴマーク及びそれらの一部分であっても、誤解を招くような方法で使用しない。
- h) 当センターの社会的評価を損なうような方法で登録を表明せず、また、誤解を招きやすいか又は登録範囲を逸脱すると当センターが考えるような、登録に関する表明を行わない。
- i) 登録の失効、一時停止又は取消しを受けた場合は、当センター又は登録への言及を含むすべての表明を中止し、当センターに登録証明書及び審査員カードを返却する。
- j) 利害関係者から苦情を受けた場合、直ちに当センターに報告する。
- k) 管理データに変更が生じた場合、直ちに当センターに報告する。
- l) 登録された AS 産業経験審査員は、登録（新規、更新、取り消し／失効）時に速やかに氏名、登録日（更新の場合は更新日、取り消し／失効の場合は取り消し／失効日）が IAQG-OASIS に登録されることに同意しなければならない。

V章 失効、一時停止、取り消し

15. 登録資格の失効、一時停止又は取り消し

- 15.1 JRCA AA100 審査員資格基準第 13 項に該当する場合、登録資格を失効させる。
- 15.2 JRCA AA100 審査員資格基準第 11 項に該当する場合、登録資格を一時停止させる。
- 15.3 本手順第 14.2 項に定める事項を含めた審査員として遵守すべき事項への違反が発生した場合及び JRCA AA100 審査員資格基準第 12 項に該当する場合、登録資格を取り消す。
- 15.4 審査員資格の取り消しを決定した場合、追認を受けるために 5 日以内に JRMC に通知する。
- 15.5 審査員資格の取り消しを決定した場合、特別な事情がない限り JRMC の決定通知を受けてから 10 日以内に IAQG-OASIS データを更新する。

VI章 異議申し立て、苦情申し立て

16. 異議申し立て、苦情申し立て

- 16.1 当センターの決定に対する異議申し立ては、JRCA AC100「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」(以下、申し立て手順という。)に従って、当センターに対して書面で行われなければならない。当センターは、申し立て手順に従って、すべての異議申し立てを処理する。
- 16.2 当センターの審査員評価登録業務に係わる事項に対する苦情申し立ては、申し立て手順に従って、当センターに対して書面で行われなければならない。当センターは、申し立て手順に従って、すべての苦情申し立てを処理する。
- 16.3 申し立て者が、問題を当センターとともに解決できない場合は、航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)に申し出ることができる。
- 16.4 審査員の力量に関する異議申し立て又は苦情申し立ては、受付から 60 日以内に申し立て者に対して当センターの決定の通知を行う。

注 SJAC9104-1:2012

- 10.4 a) 審査員資格証明機関(AAB)は、航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)審査員の力量に関する特定の問題に対してとられるべき処置を受取り、レビューし、決定するプロセスを持たなければならない。
- 10.4 b) 決定事項及び/又はとられる処置は、起草者へ伝達されなければならない。このプロセスは暦日 60 日以内に完了しなければならない。

付則

この手順は、2021年10月 1日から施行する。

航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順

付属書—1 登録証明書等の記載項目と管理データ項目

1. 審査員登録証明書と審査員カードの記載項目

審査員登録証明書と審査員カードの記載項目を下表に示す。

審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

記載項目	審査員登録証明書	審査員カード
氏名	○	○
生年月日	○	—
適用基準	○	—
登録番号	○	○
顔写真	—	○
審査可能なマネジメントシステム規格番号及び規格発行年	○	○
審査員資格	○	○
登録日	○	—
有効期限	○	○
当センターの名称	○	○

○：記載あり、—：なし

注) 2019年3月までに、当センターの旧名称（一般財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター）で発行している審査員登録証明書、審査員カード、判定結果通知等の文書は、その記載事項について、新名称（一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター）で発行されたものと同等に扱う。

2. 審査員登録情報

当センターが、マネジメントシステム審査員登録のために維持管理することが必要な情報の項目を下表に示す。

当センターにおけるマネジメントシステム審査員の登録情報の項目

氏名（漢字表記、カナ表記、ローマ字表記） ローマ字表記は「姓一名」の順、「姓」はすべて大文字、「名」は頭文字のみ大文字	
生年月日（西暦）	
自宅	住所（郵便番号、住所） 電話番号、Fax番号
e-mailアドレス（希望する場合）	
勤務先 （該当する場合）	名称
	部署名、役職
	住所（郵便番号、住所）
	電話番号、Fax番号
所属審査登録機関 （該当する場合）	名称
	住所（郵便番号、住所）

航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順

	電話番号、Fax番号
連絡先区分（自宅・勤務先・所属審査登録機関）	
ホームページでの審査員登録情報公表（検索方式）の方法	

付属書一 2 JRCA登録審査員資格の公表に係わる遵守事項

1. 適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が登録した審査員（以下、審査員という）が、自らの審査員資格に関して公表する際に遵守しなければならない事項等について定める。

2. 審査員資格の公表における表示方法

2.1 表示事項

審査員が、JRCA登録されていることを公表する場合は、JRCAロゴマーク（4項参照）を表示する場合又はしない場合を含めて、登録対象マネジメントシステム、審査員資格区分の記述、及び登録番号をすべて表示しなければならない。

【表示例】 JRCA登録 品質マネジメントシステム主任審査員 (A99999)
QMS審査員 (JRCA登録No. A99999)
JRCA登録AS産業経験審査員 (U99999)
JRCA登録AS審査員 (U99999)

注) 誤解を与えない表示であれば、上記以外でも可。

2.2 公表可能期間

- 2.2.1 審査員は、JRCAロゴマークを表示する場合又はしない場合を含めて、登録の有効期間内においてのみ、JRCA登録されていることを公表することができる。
- 2.2.2 登録資格の失効、一時停止又は取消しがあった場合、当該審査員は、JRCA登録の公表を中止し、JRCA登録を記載した印刷物又はウェブサイト等の表示は削除しなければならない。

3. 誤った公表方法に対する処置

- 3.1 審査員が本遵守事項に違反して審査員資格に関する公表を行った場合、当センターは、修正及び必要な場合は是正処置を要求する。
- 3.2 当センターの修正及び是正処置要求に対して適切な対応がとられない場合、当センターは、当該審査員の登録資格の一時停止又は取消しを行う場合がある。

4. JRCA ロゴマークの表示方法

4.1 JRCA ロゴマーク

JRCA ロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。



【JRCA ロゴマーク】

《JRCAロゴマーク デザインの意図》

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かって希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。また日本要員認証協会のロゴカラーと親和性をもたせ、活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

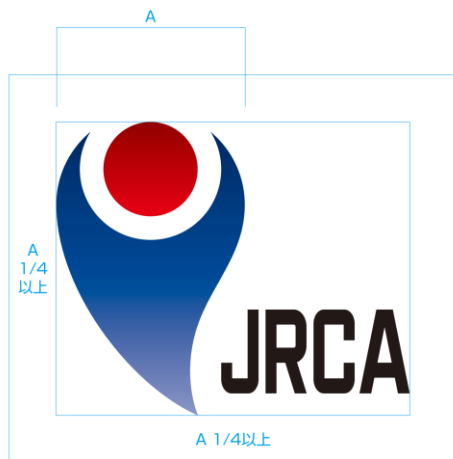
図1 JRCAロゴマーク

4.2 JRCAロゴマークの使用及び管理

- 4.2.1 審査員は、JRCAロゴマークを本人の「名刺」にのみ表示することができる。JRCAロゴマークは単独で使用せず、上記2項の規定に従って表示しなければならない。
- 4.2.2 当センターは、審査員から要請があった場合、JRCAロゴマークの清刷（電子データ）を提供する。JRCAロゴマークを名刺に表示する場合は、JRCAから提供された清刷を分解又は変更することなく使用しなければならない。
- 4.2.3 JRCA ロゴマークを使用する場合は、ロゴマークの周囲に、マーク横幅の1/4以上の余白を設けなければならない。また、縦10mm以上の大きさで使用しなければならない(図2参照)。

JRCA ロゴマークの色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする（基本色は図3参照）。または、全体をモノクロで表示してもよい。

JRCA ロゴマークであることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。
- 4.2.4 JRCAロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、図1と同じ縦横比で使用しなければならない。
- 4.2.5 審査員は、当センターが提供したJRCAロゴマーク清刷の保護、紛失及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。
- 4.2.6 名刺作成のため、JRCAロゴマークの電子データを業者に提供する場合、審査員は、JRCAロゴマークの電子データを提供する業者の記録を維持し、当該業者に対して、JRCAロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう要求しなければならない。



最小サイズ:H10mm



縦 10mm 以上の大きさで使用する

マーク横幅(A)の1/4以上の余白を設ける

図2 JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

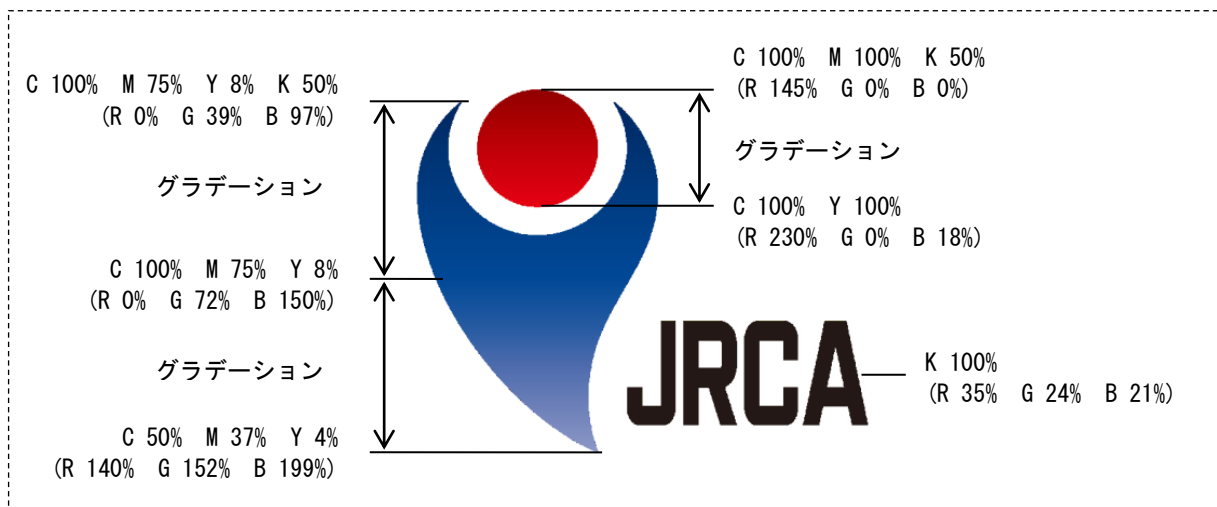


図3 JRCAロゴマークの基本色 (CMYK (RGB) グラデーション)

以上

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本規格協会 JRCA AA200 改定 5 版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
		(参考) 日本規格協会 JRCA AA200 改定 5 版からの改定内容 <ul style="list-style-type: none"> ・審査員登録証の名称を変更 (3. 3、10、12. 4、13. 7、14. 1、14. 2) ・審査員カードへの記載項目の一部修正、注記の追加 (付属書 1)
改定 1 版	2020年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・JRMC によるオーバーサイトにおける改善の機会を受けて、SJAC9104-1 に規定された JRMC への通知期限及び OASIS データ更新期限 (日数) を反映した。 (15 項)
改定 2 版	2021年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・旧 JRCA ロゴマークの表示に関する規定を削除した。 (4. 1. 2 項を削除) ・「JRCA AC220 : マネジメントシステム審査員評価登録に係わる料金基準」の施行に伴い、関連する規定を修正した。 (2. 2、6、7、10、12. 4、13. 6)